



# WEEKLY REPORT

ROTARY CLUB OF NAGOYA MIZUHO

2010～2011年度  
国際ロータリーのテーマ  
地域を育み、大陸をつなぐ  
2010～2011年度  
RI会長 レイ・クリンギンスミス

創立：1980年(昭和55年)1月10日  
会長：田中 隆義  
事務局長：加納 裕  
クラブ委員長：梅村 昌孝  
例会日：毎週木曜日 PM12:30～  
会場：ヒルトン名古屋

事務局：460-0008  
名古屋市中区栄1丁目3-3 ヒルトン名古屋910号  
TEL：052-211-3803  
FAX：052-211-2623  
MAIL：2760nagoya@mizuho-rcj.jp  
URL：http://www.mizuho-rcj.jp/

## 第1480回例会

～ロータリー財団月間～  
クラブテーマ：「熱田の杜・友愛・気品」

2010年11月4日(木) 晴 第17回

司会：鈴木健司会場委員  
斉唱：「君が代」「奉仕の理想」  
ゲストスピーカー：愛知県瑞穂警察署長 梅村昭夫さん  
ビジター：名古屋RC 平松潤一郎さん  
名古屋名東RC 梶間 誠さん

### 会長挨拶

田中隆義会長

こんにちは。暦は11月に入り、今年度の三分の一が経過いたしました。

今日は「皮膚の日」について説明と宣伝の話をいたします。ゴロ合わせで3月3日は「耳の日」、8月7日は「鼻の日」、9月9日は「救急の日」となっています。日本臨床皮膚科医会は平成元年に11月12日を「いいひふ」ということで「皮膚の日」に制定し、皮膚についての正しい知識の普及や皮膚科専門医療に対する理解を深めるための啓発活動を行ってきました。毎年「皮膚の日」の前後の時期には全国各都道府県において、一般の方々を対象に講演会や皮膚健診、相談会を開催しています。

愛知県でも毎年11月12日の前の日曜日に「『皮膚の日』愛知県民の集い」を開催してきました。行事の内容は講演会、専門医による皮膚疾患の無料健康相談、ハイテク機械を使用している肌診断とスキンケアアドバイスです。今年は22回目となります。全国各地で同じような行事を行っていますが、この数年間、愛知県は一番来場者が多く、昨年も500人を超す来場者数でした。ちなみに、私が愛知県の「皮膚の日」を担当しています。

県民に対しての「皮膚の日」開催の案内は、昨日中日新聞に掲載いたしましたのでご覧いただいた方もあるかと思いますが、皮膚科医会の会員に協賛していただいて新聞広告を行っています。このような一面広告となっています。

来場者の90%以上の方がこの新聞で行事を知り、会場にいられています。今年は11月7日の日曜日、午前10時から5時まで中日ビル南、愛知県医師会館で行います。講演会は2時から愛知医科大学皮膚科教授 玉田康彦先生に「汗のはなし」をお願いしています。ハイテクな機械を使用している肌診断とスキンケアアドバイスも人気があります。是非、ご家族の方にもご参加していただきますようご案内をお願いいたします。

### 出席報告

高木元明出席委員

会員66名 出席52名 (出席計算人数53名)

出席率 85.2% 10月28日は補填により 91.8%

### ニコボックス

高木元明ニコボックス委員

・平成22年10月27日財務大臣表彰を受章致しました。長年に亘り申告納税制度の普及発展に努め、納税思想の向上に功績を挙げたとのことです。全国で47名の方が受章致しました。

本多 清治さん

・瑞穂警察署長梅村昭夫様には公務ご多忙にも関わらず卓話をお願いしたところ快くお引き受けいただき有難うございました。

鈴木 圓三さん

・父の葬儀に大勢の方弔問にお越しいただきありがとうございます。

内田 久利さん

・奥さまの誕生日に美しい花をありがとうございます。

宗宮 信賢さん

・11月22日は75歳の誕生日で、後期高齢者の仲間入りします。

森 恒夫さん

・11月5日 結婚記念日です。多分42回目です。大島 浩嗣さん

・10月29日は結婚記念日でした。38周年です。西本 哲さん

・11月1日は結婚記念日でした。今晚から勉強しに海外へ行ってまいります。

松波 恒彦さん

・11月3日は妻の誕生日でした。きれいなお花ありがとうございます。また入山さんありがとうございます。亀井 直人さん

・本日11月4日は妻の誕生日です。このところ9月に生まれた初孫をまるで自分の子供のように世話しています。市岡 正蔵さん

・内田さん、先日は本当にご愁傷様でした。入山 治樹さん

・欠席が続きました。岩本 成郎さん

・鈴木淑久さん先日はお世話になりました。大嶽 達郎さん

### 臨時クラブフォーラム

#### 挨拶：本多清治30周年記念実行委員長

本日お手元に写真とCDをお配りさせていただきました。CDには式典当日に流された「名古屋瑞穂RC30年の軌跡」のライドショーが入っております。今後新入会員が入ってきた際にはこのCDと30周年の記念誌を必ずお渡しください。これを見て頂ければ名古屋瑞穂RCの歴史がわかるようになっております。

#### 決算報告：長瀬憲八郎30周年記念実行副委員長

30周年記念事業の決算報告を致します。お手元に決算書を2枚配布致しましたのでご覧ください。収入の部・支出の部総計はともに14,049,317円です。本会計の繰戻しは59,925円です。2枚目は台北延平RC分に使ったお金です。総計3,381,110円となっております。以上です。

<会長>ただいまの決算報告についてご承認いただけましたら拍手をお願いいたします。(拍手)拍手多数により承認されました。ありがとうございました。

## 委員会・同好会報告

### 国際奉仕委員会：市岡正蔵委員長

今年度、姉妹提携クラブである台北延平RCとの契約更新が名古屋で開催されます。その打合せをかねて、11月9日(木)に関係者9名と台北延平RCを表敬訪問してまいります。

## 会葬御礼

内田久利さん

11月1日に行われた私の父の葬儀に、お忙しい中ご列席いただきましてありがとうございます。またゴルフ例会を11月2日に実施する予定でしたが急遽延期ということになりましてゴルフ会の皆様には大変申し訳なく思っております。この先が大変だと皆様と言われておりますので、また色々と教えていただきますようよろしくお願い致します。本当にありがとうございました。

## 11月誕生日おめでとう

森 恒夫さん

## 幹事報告

加納 裕幹事

- ・本日13時40分よりヒルトン名古屋9階「ことぶきの間」にて第5回理事会を開催致します。
- ・次週11月11日(木)10時半よりヒルトン名古屋9階「ことぶきの間」にて第2回地区大会実行委員会を、13時40分より推薦委員会を開催致します。
- ・会員の大川嘉成さんより教育勅語120周年記念のタオルをいただきました。メールボックスにお配りしてあります。

## 卓話

愛知県瑞穂警察署長 梅村昭夫さん

### 愛知県暴力団排除条例について



来年4月1日に愛知県暴力団排除条例が施行されることとなります。これは暴力団の排除を推進し、地域経済の健全な発展に寄与し、県民の平穏で安全な生活を確保することを目的としたものです。この条例は暴力団の取り締まりを目的としたものではなく、警察をはじめ県と県民の皆様が一緒になって暴力団を社会から排除し孤立させ暴力団

をなくしていこうというものです。ただし一部暴力団の資金獲得活動に協力し、または関与する個人または法人その他の団体のいわゆる暴力団共生者と言われるものによる暴力団を助長する行為については、罰則を設け禁止することとなります。また警察は暴力団排除活動を推進するためこれら暴力団排除活動により暴力団より危害を加えられる恐れのある人に対しては保護のための必要な措置をとることが定められております。県民や事業者の皆様が安心して暴力団排除の活動に取り組めるよう必要な保護を致します。

中身は大きく分けて4本の柱となっています。1つ目は「暴力団員等に対する利益の供与の禁止等」です。事業者が自己の行う事業に関し暴力団員等または暴力団員等が指定したものに對し暴力団の威力を利用すること又は利用したことへの対償として金品その他の財産上の利益の供与をすることの禁止。また、情を知って、暴力団の活動を助長または暴力団の活動のもととなる利益の供与をすることの禁止であります。この中で「暴力団の威力を利用する」とは例えば事業者自らが取引相手に対し「自分のバックには暴力団がついている」などと言って取引を有利にすめようとする事、そして「利益の供与」とは有償・無償を問わず相手方に金銭、物品等を取寄せさせることを言います。また事業者が暴力団員に対して格安で物品を販売したり、物品納入の対価として不当に多額の料金を支払ったりすることもこれに含まれます。これらの禁止行為に罰則規定はありませんが規定を遵守しない者にはまず公安委員会が勧告を実施し、自発的な遵守事項の履行

を促します。勧告に応じない場合は必要に応じて事実の公表を行うことと定めています。

2つ目は「不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置」です。暴力団事務所に使用されると知った上での不動産譲渡の禁止、契約の代理等の禁止です。本条による規制を設けることによって不動産取得者等に対して暴力団の排除に関し適正な契約締結をする意識を促し、暴力団事務所の移設、新規開設などを未然に防止します。そして契約違反が発覚した場合における契約の解除、または買い戻しをすることを可能とし暴力団事務所の排除を図ります。違反時の措置としては、悪質な行為については公安委員会による勧告、公表の対象とされます。

3つ目は「青少年に対する暴力団の影響の排除」です。まず学校等の周囲における暴力団事務所の開設等を禁止します。青少年の健全育成に資する環境から暴力団を排除するために学校、児童福祉施設、図書館などの敷地の周囲200mの区域内における暴力団事務所の開設・運営を禁止します。暴力団事務所の存在自体がそこに出入りする暴力団員の態度、動作から醸し出される雰囲気と相俟って青少年の健全な育成に悪影響を与えるためです。罰則は一年以下の懲役または50万円以下の罰金となります。また、青少年を暴力団の影響から擁護するために暴力団員が青少年を暴力団事務所に立ち入らせる行為を禁止します。判断未熟な未成年が暴力団への憧れまたは恐れから一旦暴力団員との関係を有してしまうと犯罪に巻き込まれてしまう可能性が高く、事務所は暴力団の影響が及ぶ最たる場所であるためです。罰則は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金となります。

4つ目は「暴力団排除特別区域における禁止行為」です。暴力団の排除を徹底することにより、住民及び来訪者にとって一層安心で安全なまちづくりを特に強力に推進する区域を「暴力団排除特別区域」と定め、特定接客業者と暴力団との関係の遮断を図ります。暴力団排除特別区域とは名古屋市中区の錦三丁目、栄三丁目一番から十五番まで及び栄四丁目を指します。特定接客業者の禁止事項としては、暴力団を用心棒として利用しトラブルを解決すること、暴力団員に対し用心棒代を払うことを定めています。罰則は1年以下の懲役または50万円以下の罰金です。

以上が条例の主旨説明です。詳細に関しましては当署刑事課においてご説明させていただきますのでお越しくださるか電話でお問い合わせください。私が愛知万博に従事していた際、民間企業と私も警察とでは「クレーム対策」が全く違うと感じました。民間企業の方はクレームに対し、物や金銭で解決することを考えてしまいがちですが、一度それをしてしまうと次はそれ以上の要求をされます。暴力団も同じです。皆様も従業員の方にまずクレーム対策を毅然たる態度で行うようご指導ください。また、暴力団を利用することは場合によっては依頼者自身が暴力団の片棒を担ぐことになり、利用したことに対して何かを要求されたりいつまでも縁が切れなくなるなど結果的には依頼者本人の不利益となります。暴力団との関係は一切断ち切るんだという意識を高めてください。警察としましては皆様と一体となって暴力団の排除を強力的に推進して参りますので今まで以上のご協力をお願い致します。

## 例会のご案内

### ■今週の卓話 11月11日(木)

会員卓話：杉村建二さん、高木元明さん  
テ－マ：新入会員イニシエーションスピーチ

### ■次週の卓話 11月18日(木)

会員卓話：西沢功晋さん  
テ－マ：新入会員イニシエーションスピーチ

### ■次々週卓話 11月25日(木)

会員卓話：高村博三さん  
テ－マ：地区大会の報告